



○目黒今朝次郎君　いま説明にもあつたとおり、公労法はきわめて異常な経過を経ながら今日まで来ておるわけであります。これまた一つの整理を含めて、今日まで常に問題となつた公労法の問題点がどういう経過を経て今日に至つてゐるか、これもお互いの確認のために一言、まあ十年代ぐらいのきがみでお答え願いたいと、こう思ひま

○政府委員(道正邦彦君) 十年あらみてひく簡単  
に申し上げます。

ます昭和二十年代でございますが、この時期におきましては、仲裁裁定の完全実施の問題が最も大きな問題でございました。昭和三十一年に公労法が改正される前におきましては、いわゆる給与総額制との関係で、賃上げに関する仲裁裁定はほとんどすべて予算上実施不可能であるというところから、公労法の規定によりまして、国会に付議されるのが通例でございましたが、仲裁裁定の中には一部についてのみ実施されるとかあるいは実施時期をおくらせるというようなことが数多く見られたわけでございます。こういう経過がございました結果、昭和三十一年に公労法の改正が行われまして、その三十五条に、政府は仲裁裁定が実施されるようできる限りの努力をしなければならないという旨の規定が加えられると同時に、あわせて公共企業体等の予算制度についても改正が加えられまして、仲裁裁定を実施する場合には給与総額の制限に関して特例が認められることとなつたわけでございます。この改正と昭和三十二年の春闘の際のいわゆる岸・鈴木会談におきまして、仲裁裁定尊重の申し合わせが行われたわけですがござりますが、これを契機といたしましてこれ以て、仲裁裁定は完全に実施されることとなつたわけでございます。

次に、昭和三十年代でございますが、この時期におきましては、職員でなければ組合の組合員または役員となることができないという、いわゆる公労法四条三項の削除問題が ILO 八十七号の批准問題と相関連いたしまして大きな問題となつた

わけでございます。それ以後は、なお、その間昭和三十年代の後半には、公労法第十七条による争議行為の禁止に違反して行われるストライキが繰り返されるという問題になるに至ったわけでございますが、これを受けまして昭和四十年代におきましては、三公社五現業のスト権問題が当事者能力の問題と合わせまして大きな問題になったわけでございます。昭和四十年十月に公務員制度審議会に諮問されまして、審議会は四十八年の九月に答申を行つたわけでございまして、この答申を受けまして目下政府といたしましては関係閣僚協議におきまして検討を加えているわけでございます。

以上が從来の概要でございます。

○日県今朝次郎君　いま経過を聞きますといわゆる仲裁裁定の完全実施、非組合員の四条三項閑保公労法第十七条と、こういうふうにずっとまいりまして、いわゆる公制審で長い間議論されて今日に至つておるわけであります。これはこの前の質問でも一応お伺いしたわけであります。この際もう一度労働大臣に公労協関係のスト権問題についての基本的な見解を聞かせてもらいたいと、こう思うわけであります。もういまさら言うまでもなく諸外国においてはほとんど公労協に類似する産業労働者はスト権がある、場合によっては警察官でもスト権があるというふうに保障されておる國もあるわけでありますから、そういうことを踏まえて、非常に微妙な段階であります。労働大臣のいわゆる見解を聞かせてもらいたいと、こう思うんです。

お聞きする必要があると考えまして、二十名の方々を専門委員に委嘱して日下これの検討を願つてお聞かせに当たつては各界の方々の専門的意見を十分方を専門委員に委嘱して日下これの検討を願つているところであります。国鉄や郵政におけるストライキは国民生活やら国民経済に非常な影響を及ぼしますので慎重に検討すべきことは当然であります。が、問題はそれだけではなくて、公制審も指摘しておりますように、事業の経営主体が国であることに伴いまして民間企業と異なつて経済原則による争議行為の抑制力が不足する点をどうするかという問題もあります。また、三公社五現業に國民の税金が使われる以上、国会の予算審議権と当局の当事者能力とをどういうふうに調整するかという非常にむずかしい問題もあると思ひます。私といたしましては、専門委員の方々にこれらの問題点について十分御検討を願つた上で結論を出すべきものだと、こういふうに考えておりま

○日黒今朝次郎君 今月の初めですか、の大阪地  
鐵すこおする七〇年春闘に對する十七條を詳う解説

無効の裁判についても組合側が勝訴していると、こういう現状もあるわけです。またILOの百三十三次報告ですか、これによりますとわが国の処分の懲罰形態が非常に過酷で、中でも永久的賃金格差を伴う懲戒罰が調和のとれた労使関係を形成するにきわめて妥当でないと、こういう最近の判例なり、ILOの条項もあるわけでありますから、これは私もこの前の委員会でお願いしたところ、単に税金を使うとかそういうことでなくして、そういう今までの本当に長い間の諸外国の例あるいは公制審の答申など、それから現状における春闇の情勢など十分に勘案した的確な判断をしてもらいたいということを重ねて私は要望をしておきます。それはことしの八月か十月に再び本委員会で議論するとして次の質問に移ります。

ト権にかわる仲裁制度、第三者機関というものは、きわめてスト権にかわる代償措置としての公正、中立性、こういうものがあらなければならぬ、私はこう思うのであります。そういう点からこの公労法を考えてみると、私も在野当時再三問題にしたんですが、公益委員の選出の方法ですね、これは国会の同意だと、こうなつておるわけなんですが、私は少なくともこれはスト権の代償である限りは、労使、特に労働者側の同意を得た公益委員を選出するというのがどこまでもたてえで、あらうと、こう思うのであります。これは公労法の三十一年の改正ですか、三十一年の改正の前の公労法はこの中労委方式と同じ形態であったわけなんで、あのころわれわれも反対をしたわけです。が、ついに国会の過半数で押し切られたと。したがつて、今回改めてこの委員の問題を議論するならば、公益委員の選出の問題について、私はやはり労使の同意を得て指名して国会の承認を求める、こういうふうに改正するのが非常に望ましいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(道正邦彦君) 公労委が争議行為禁止の代償機関として十分かどうかということについてはいろいろの意見があらうかと思ひますが、少なくとも判例は代償機関として十分なものであるということを認めております。またILOのドライヤー委員会におきましても「公労委の与えた保障は、申立人の申し立てが示唆したより以上に」と、組合側でござりますが、「以上に実質的なものであり、また、それよりも大きな代償を関係労働者に対して与えたようと思われる」、といふように述べております。いずれにいたしましても、公労委の公益委員の任命につきましては労働大臣が労使の委員の意見を聞いて作成いたしました委員候補者名簿に記載されている方々のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が行うものというふうにされておるわけでござります。この趣旨は公労

委の公益委員の職務の重要性及び特殊性に基づくものでございます。すなはち、公労委の公益委員で構成いたします仲裁委員会が行います仲裁裁定は、国会が議決した三公社五現業の予算を超えるような場合でも国会の承認と所定の手続を経ることを条件に速やかにかつ完全に実施されることが要請される、そういう重要な職務を行う公労委の公益委員の任命につきましては両議院の御同意を得て行うこととされておるわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては、この制度には十分合理的な根拠があるというふうに考へるわけでございます。なお、労働大臣が公益委員の候補者名簿を作成するに当たりましては、從来から労使委員の意見を十分取って行っておるわけございます。

○日黒今朝次郎君 この問題ももう長い間の議論でござります。

○日黒今朝次郎君 国民の税金論というの

れ以上、当事者能力を強化しようとなれば国会の予算審議権との関係が問題にならざるを得ない

わけでありまして、また国鉄のように経営状況が悪化して独立採算が困難になつてゐる企業体につ

きましては、経営の状況を改善いたしまして支払

い能力をつけるようにしなければ、当事者能力を強化するだけでは根本的な解決にはなるまいとい

う意見もあります。私いたしましては、専門委員の方々にこれらの問題点について十分御検討を願つた上で結論を出す必要があると、こう考えて見守つておる次第であります。

○日黒今朝次郎君 要望になりますが、できれば

私は労働基本権の問題と、たとえば運輸なら運輸、こういう問題で大蔵省と、こういう三者共催

と言ふと変りますが、一堂に会した問題でござります。

○日黒今朝次郎君 国民の税金論というの

しょっちゅう出てくるんですが、これはここ

委員会で議論する適当な場じゃないと思うんです

が、私も適当な機会に、これは運輸大臣なり、あ

るいは国鉄総裁なり、あるいは大蔵省というものを呼んで、国鉄の財政、税金、赤字論というだけ

で、その問題で労働者の基本権が、基本的な問題

が転換されていく、回避されていくということは

きわめて遺憾な問題でありますから、国鉄の赤字論

については国鉄労働者にどれだけの責任があるのか。これは責任以前の問題として、私は経営の

問題に対する抜本的な対策をやらない限り、たとえ長谷川労働大臣が国鉄総裁になつても、ある

いは財界の大物が国鉄の総裁になつても、現状の

経営形態では決して赤字は解消できない、こう私

は確信しています。ですから、その赤字論と税金論を労働者の基本的責任に転換するということは

現状、そしてまた、どういうところに隘路があるかとか、どういうふうにして、赤字が出ているか

という話を今まで研究した、それの大体粗筋の話がありまして、そして改めて今度は基本権の問

題に入つて、お約束したとおり秋までに結論を出

すようになつておりますということでいた

から、私は自分の立場上もそれを強く期待して進行をひきこめてもらいたい。そして各委員の方々

に聞かれておるから、大事な基本権のときでありますから、どの先生方も御熱心であるから、そういう

姿勢でこれが将来そこで分析もされ、そしてまた

そういう問題も含めての当事者能力をどう強化し

ていくかということが今まで論ぜられて、たしか

う方々のさらに一層の協力をお願いするようす

べきである。また、私たちもそういうふうな氣

持ちでこれが早い結論が出ることを期待している

かきょうあたりからは専門委員の方々が基本権の問題に入るというふうなかつこうになつておりますから、それらをひとつ改めて見守つていきた

と、こう思います。

○日黒今朝次郎君 要望になりますが、できれば

専門委員会の段階で終わつて、そして、いよいよ

その問題と関連あるストラトの基本権といふ問題に入ると、そういうふうに確認していいですか。

○日黒今朝次郎君 ここにそんときの書類もございますけれども、後でまた必要ならお持ち

ますが、専門委員懇談会における審議経過概要

といふものが私たちに配られまして、その中には

審議内容、席上に出た主なる意見、こういうものもございますけれども、後でまた必要ならお持ち

ますが、専門委員懇談会における審議経過概要

といふものが私たちに配られましたので、関係の方々がもし御必要ありましたら何か資料を

御提供するにはよろしくおねがいします。

○日黒今朝次郎君 ではぜひ、その閣僚協中間報告の資料についていただきたいと思いますからお

願いいたします。

それでいよいよ、その問題はその問題として、

今度の春闘に入つてくるわけですが、春闘になる

と公労法の問題で常に問題が出てくるのが、当事

者能力論と絡んで有難回答といふ点が常に出てく

るわけですが、この有難回答に対する政府の今次

春闘に対する指導方針といふ点が常に出てく

りますが、それがあつたら聞かしてもらいたい

と、こう思ふんです。

○日黒今朝次郎君 御指摘の有難回答の点につきましては、最近では公労委に持ち込まれる

以前の自主交渉の段階で当局側は相当額の有難回

答を行つようになつてきて、これは御承知のとおりでございます。本年の賃上げについては現在

関係労使間で交渉が開始されつつある段階と承知

しておりますが、関係労使が民間賃金等の動向を

も踏まえて、十分交渉を煮詰めることを期待して

おります。その過程で関係当局から御相談があ

れば、各当局ができるだけ当事者能力を發揮できま

すよう労働省としても援助を惜しまないつもりでございます。

○田黒今朝次郎君 ゼひこの有難回答については

前向きに取り組んでもらいたい。

ただもう一つ、これは失礼な言い方なんですが、きのうの交通安全対策特別委員会でも、運輸

大臣に要請をしたわけですが、取られるか取れな

いかは別問題として、私鉄の賃金と国鉄の賃金と

いうのは公労協関係の春闘の相場をつくる一つの

大きな自安になるわけですが、ちまたに、この春

闘の土壇場にいくと、ややもすれば運輸大臣の方

は運賃値上げをめぐって圧力をかけるし、大蔵省

もその辺をにらみながら大蔵省は大蔵省としてに

らみをきかず、そういう非常に相関関係があつ

て、中労委、公労委の調停作業を難航させる、そ

ういう事態が間々あるわけですが、いろいろ追及

してもそういうことは絶対ありませんと答弁して

いるんですが、そういう表通りの答弁と裏通りの

答弁があると思うんですが、やはり私は今春闘

が非常に厳しければ厳しいほど、いろんな一五%

論で言われている点もありますが、少なくとも公

労委の段階で、あるいは労働行政全般の段階で、

こういう政府から圧力を加えるというようなこと

がないよう指導万針をきちつとこの国会で表明

してもらいたい。これは春闘一般にも関係します

から、お願いしたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) よく一五%論出ますが

ね、これはどうも私はちょっと私たちの言うていい

一五%は、消費者物価を、二月末に一五%にする

ると、そのための努力をしているのが、何か賃金

を一五%に政府が言っているように解釈される方

もあるわけでして、これは先生御承知のとおり、

労使間で賃金はおやりいただく、そのときに自主

的交渉をされつつ、しかも円満にやってもらいた

いというのが私たちの姿勢でござりますから、圧

力をかけたりといふようなことはないことをひと

つ改めて御理解のほどをお願いしたいと思いま

す。

○田黒今朝次郎君 じゃあ、いまのことについて

は私鉄、国鉄などを含めてそういう指導で進むと

いうことでありますから、それを不実行するよ

うに強く要請しておきます。それがまあ大前提で

ことしも八月か十月やることですから……。

今回の委員の改正ですね、委員の増加の問題は

直接的な動機は何ですか、委員を増員した動機

は。それをひとつ聞かせてもらいたいと思いま

す。

○政府委員(道正邦彦君) 先般大臣から提案理由

の中でも御説明いたしましたように、最近におき

まする公労委で扱いますあせん、調停、仲裁等

の案件が数もふえ、また複雑多岐になってきてい

る、また一定の時期に集中してこれを処理しなけ

ればいかぬということにもなってきておるという

経過を踏まえまして、約二十年ぶりに委員の増員

をお願いしたいということで御提案申し上げてお

るわけでござります。

なお、ほかの委員会と比べましても、たとえば

中労委あるいは船員中労委の委員の構成と比べま

しても妥当なものではないかというふうに考える

わけでござります。

○田黒今朝次郎君 私の認識では、本件問題は國

鉄マル生の問題なり郵政マル生。そういう問題が

非常に発生して不当労働行為事件がきわめておく

れおった、たまつておった、こういう状態があ

ると思ったんですが、こういう過去の不当労働行

為などの案件等についてはこの委員の増員によつ

て相当程度改善されると、そういう見通しを持つ

ていいでしょうか。

○政府委員(道正邦彦君) 不当労働行為があつて

はならぬということはもう当然のこととございま

す。しかし、不当労働行為があつたというふうに

関係者が判断された場合には、その是非につきま

して、存否につきまして第三者機関である公労委

の判定を待つということもそういうときに当然

かと思います。で、非常に多いといふような御指

摘ございましたけれども、現在不当労働行為事件

として係属中のものは一件でございます。

○田黒今朝次郎君 まあ、国鉄マル生以来国鉄総

裁が謝った関係で、国鉄関係はある程度まあある

わけですが、別な面から見れば現在郵政マル生が

各地に発生しているという事態もあるわけであり

ます。それで私はまあ、いまは一件とか二件とか

なりましたが、今後そういう不当労働行為があつ

てはならないけれども、もしもあつた場合には可

能的速やかにこの問題について審判を下す、そう

いう制度運用についてひとつ、せつかく増員した

んですから御努力願いたい、こう思いますが、い

かがでしようか。

○説明員(松井達郎君) お答えいたします。

先ほど局長から申し上げましたように、現在公

労委にかかるいます不当労働行為事件は一件で

ござります。ただ、それだからと言いまして、い

ま先生御指摘のように今後かかってこないとい

う保証はないわけございまして、御存じのとお

り、不当労働行為事件がかかりますればこれは公

益委員が公益委員会議を開きましてこれを処理す

るわけございまして、御存じのとおり、公益委

員が今回五名から七名というふうに増員されます

ので、こういう点からも公益委員会議による不当

労働行為事件の処理につきましては迅速化が期待

される存じます。

○田黒今朝次郎君 そのような、ひとつせつかく

増員するんですから、増員した効果の上がるよう

な運用をぜひお願いしたいと、こう思っています。

それから、不当労働行為の問題が出ましたから

もう一件だけお願いなりあるいは今後の検討をお

願いしたいんですが、現在の労組法は、地労委が

一審で中労委が最終審判と、こういう形で二審制

であると同時に、運用が非常に一地域の実情が

わかっている。公労法の場合は、何でもかんでも鹿児島の端で起きても稚内の端で起きても全部

東京に持つてこなければ不当労働行為が受理でき

ない。しかもそのつど証人なり参考人が上京して

くる。やはり人間だけがふえてもそういう距離的

な条件がかみ合わざると結局有名無実になってしまいます。

こういう点が私はあると思うんですね。不当

労働行為というのは非常に時間を要する問題で、

実態の把握という点がきわめて私は重要なかぎを

握ると、そういう点から見ますとやはり公労委の

地方機関である地方の委員会、この地方の委員会

で第一審を受け付けて、そこでその不当労働行為

の問題を可及的速やかに結論を出す。不満があつ

てはならないけれども、もしもあつた場合には可

能的速やかにこの問題について審判を下す、そう

いう二審制度をつくるのがより労働者を保護する

立場の私は公労法になるんじゃないかと、こんな

ううに考えるんで、この点を強く私は、まあ次の

改正があるので、適当な機会にこの点について考え

てほしい、そういうふうに思っていますが、お考え

を聞かしてもらいたいと、こう思っています。

○説明員(松井達郎君) 先生からただいま御指摘

のありましたように、民間の場合には地方労働委

員会と中央労働委員会のいわば二審制、それに対

しまして三公社五現業の場合は公労委の一審制

といふ形をとっているのが現在の不当労働行為審

査の状況でございます。一審制と二審制を比べま

すと、それそれ優劣、長短があると思います。先生

のおっしゃいましたように、一審制になりまして

地方で不当労働行為事件が審理されますと、申し

てほし、その結果がどうなるかと、立派な結果が得られるわけでございます。

○説明員(松井達郎君) 先生からただいま御指摘

のありましたように、民間の場合には地方労働委員会

のいわば二審制で、それに対する不満があつた

ときには、それを争うべきところになりますから、これは非常に

おつしやいましたように、一審制になりました

ので、その点で御都合がよろしいということになるかと

思っています。また、それに対して二審制の短所と

申しますが、それを考えてみると時間がかかる

と、手続の慎重さはもちろんそのとおりでござい

ます。しかもそのつど証人なり参考人が上京して

くる。やはり人間だけがふえてもそういう距離的

な条件がかみ合わざると結局有名無実になつてしま

う。こういう点が私はあると思うんですね。不

満活用されておるようございます。先生の

おつしやいましたことにつきましては、現在の制

度の重要な変更になりますので、御意見につきま

きたいと存じます。

○日暮今朝次郎君 まあ、一利一害のあることに  
ついては私も表面上はわかるんですが、実際不当  
労働行為を長い間扱ってきた者として、非常にそ  
の点私は実践的には問題があるように考えており  
ます。同時に私は不当労働行為の問題について、  
仲裁委員会の審議では白に出て実際の現場の運動  
論として黒と出て管理者が謝ると、こういう形態  
は非常に法の精神から言って私は余り好ましくな  
い。実体の審理では白だと、運動論で突いていか  
れたらやりました、謝りますと、今後やりません  
と言つて、当時の磯崎総裁が両方の委員長に一札  
書くなんということは余りよくないことであつ  
て、そういうことはやっぱり不当労働行為が持つ  
ておる私は機構上の欠陥だと、こう思つて間違  
いことは法律論としてはわかりますが、やはり実  
体論としてまだ根の深いところがあると、し  
かも国の機関が不当労働行為を行なうなんていふ  
はもつてのほか、郵政マル生、国鉄マル生、い  
ま建設マル生というのがあるそうですが、そ  
う点を考えますと、やはり不当労働行為について  
は迅速かつ正確に、しかも労働者保護のたてまえ  
で運用されるべきだという主張は、私は遺憾ながら  
法規課長の説明では納得できません。ですから、こ  
れらの問題は、今回の委員の増員にかかわらず関  
係の問題として今後十分な御検討をお願いしたい  
し、われわれも議論するにやぶさかでないとい  
うことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(長谷川峻君) いま日黒委員のおっ  
しゃつたことは原則論でありまして、まず第一、  
不当労働行為の起らぬよう近代労働運動とい  
いますか、これだけの加工工日本は労働者が一番  
大事ですから、そういうことの起らぬようにま  
ずやつてもらいたいというのが私どもの願い。そ  
れから先生から公益委員の選出の方法等について  
いろいろ御議論がありましたが、私たちには先ほど  
労政局長が御答弁申し上げた形において從来選出  
をしておりまして、このたびこの国会での法案

が成立いたしました時に増員される公益委員につ  
きましては、必ずや諸先生方の御期待に沿えるよ

うな方、そういう人々が国会の御承認を得られる  
という人選をして御期待に沿いたいと、こう思つ  
ております。

○柏原ヤス君 本日の議題は公労法の一部改正に  
思ひます。

まず寡婦雇用の問題についてお伺いいたしま  
す。ことしの年頭に公明党では寡婦雇用促進法案  
を発表いたしました。この法案は寡婦を安定した

職場に就職させる、そして母子家庭の生活の安定

と向上を目的としたものでござります。現在この

母子家庭は全国で六十万世帯も超といわれてお

ります。こうした大せいの母子家庭の中で母親が

自家計を支えております。私は自分で働いて何とか

自分の手で生活していくたいと、こういう母親の

気持ちといふものをかなえさせてあげなければな  
らないと思いますが、大臣はこの点どうお考えに

なりますか。

○國務大臣(長谷川峻君) 寡婦の就業問題につき

ましては、政府として職業安定機関による積極的

な職場の改革あるいは職業紹介あるいは職業訓練

を初めとしたしまして雇用対策法に基づきまして

各種援助制度を活用してその雇用の促進を図つて

いるところであります。今後ともこれらの施策

の充実に努めてまいる所存であります。なお、寡

婦の就業問題については、これらに對してやつば

べきではないかと思ひます。その点いかがでしょ  
うか。

○政府委員(森山眞弓君) わが国におきましては

パートタイム雇用の歴史がまだ浅いせいもござい  
ます。まして、パートタイムの雇用に対します一般の認  
識が必ずしも十分ではないことは先生御指摘のと  
おりでございます。したがいまして、その労働条  
件につきましてもいろいろと問題がありますこと  
は十分承知いたしておるところでございます。婦  
人少年局といたしましては、従来からパートタイ  
ムの保護と労働条件の向上を図りますために、  
労使及び一般社会の御理解を得ますよう啓発指  
導に努めていたところでございますが、特に使用

者に対しましては労働条件の明確化というような

ことをまたパートタイムの受け入れ体制の整備

をございます。

○政府委員(小野武朗君) お答えいたします。

一般職国家公務員の採用につきましては、競争

試験によつてなされるべきものと、しかるざるも

のとがございまして、前者につきましては試験合

格の中から、その他の者につきましては選考を

よりまして任命権を持つところの各省庁が採用を

するということに相なつておるわけでございま

むずかしい。いま大臣が諸問題があるというふう  
に御理解くださつておりますが、こうした母親た  
ちは大半が臨時雇いあるいはパートタイマーとい  
う思うわけです。そこで労働省ではこのパートタ  
イマーの定義をどういうふうにお考えになつてい  
るかということをお聞きいたしましたところが、

労働時間が一般労働者より短いと、こういう定義  
でござります。フルタイムに対するパートタイ  
マーだ、労働省がこのように定義しているなら  
ば、私は当然他の労働条件は同じでなければなら  
ない、身分が保障されなければならないと思つて  
おります。ところが、実際このパートタイマーとし  
て働いている母親、そうした方たちに会つてみま  
すと、まず賃金が安い、これはもちろんです。そ  
のほかに生理休暇は全然取れない、有給休暇は  
もつてのほか、社会保険もほとんど未加入者で  
す。こうした悪条件の中でも働くを得ないか  
ら働く、このようなパートタイムの労働条件に対  
して監督及び指導をし、パートタイマーを保護す  
べきではないかと思ひます。その点いかがでしょ  
うか。

○柏原ヤス君 いまのお答え、まだ私もいろいろ

とお願いをしたりわかつていただきたい、そして

婦人局として積極的に、またパートタイマーはほ  
とんど婦人が多いので改善に努力をしていただき  
たいということを重ねてお願い申し上げます。

時間がございませんので次に進んでまいります。

す御婦人の方にも、仕事というものについての認識  
をしていただく必要がございますので、就労に対  
しまして講習会をいたしましたり、その中で労働  
条件特に労働基準法の監督及び指導につきましては、労働基準局の所管でござ  
います。ただくといふうに努力いたしているところで  
ござりますが、労働条件特によつては、労働基準法の適用  
やつております。職業人としての自覚を高めて  
ござります。

す御婦人の方にも、仕事というものについての認識

をしていただく必要がございますので、就労に対

しまして講習会をいたしましたり、その中で労働  
条件特に労働基準法の監督及び指導につきましては、労働基準局の所管でござ  
います。ただくといふうに努力いたしているところで  
ござります。

す御婦人の方にも、仕事というものについての認識

をしていただく必要がございますので、就労に対

す。人事院といたしましては、御指摘の立場にお  
ありになるような方々を含めまして、そのボスト  
と申しますか、官職に要求される能力の実証のあ  
る者について、それぞれ各省の方で十分御配慮を  
いたぐくよう協力を求めてまいりたいと、この  
ように考えております。

○柏原ヤス君 公共企業体、三公社五現業の方に  
この寡婦雇用の促進に力を入れていただきたいと  
思いますが、この点いかがでしょうか。また現状  
をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(岡野裕君) お答え申し上げます。  
人事院からお話をございましたことでございま  
すが、私どもの部内に職員の採用につきまして

○説明員(酒野裕君)お答え申し上げます人事院からお話をございましたことでござ

は、やはり国家公務員法あるいは人事院規則によりまして国家公務員試験あるいは郵政職員採用試験これらの中からこれを行われるようになります。これらいずれの試験におきましても、私ども男女の差によりますところ、性別の差によりますところの差はこれを設けておりません。したがいまして、寡婦の方でありますと、寡婦であるからこれをオミットをするという考え方ではないわけでございます。したがいまして、寡婦の方でありますと、これらの試験を合格をなさいますならば、私どもの部内に採用する資格を得ることになるわけでございます。ただ、私どもの部内の職務の内容がございますが、やはり非現業の各省庁とこれは異なりまして、内勤作業におきましても交代制勤務が多うございますし、また外勤におきましても屋外におきますところの集配作業を中心でございます。そのような実態から、現在我ども部内の中で女子職員の占めるペーセントといいますものは必ずしも多くはなっておりません。

以上でござります。

○説明員(後藤正君) まず背景からちょっと御説明したいと思いますが、先生も御案内のように、大変最近技術革新が進んでおります。そのため、私どもいたしまして労使大変誠意を持った協議を続けてまして、そういう近代化を進めております。

す。その際、特に年齢とか——性別はこのやめる方の男女別、それからつける職種等によって採用の枠は決めますけれども、年齢とか家庭状況というところで当然差は設けてございません。そういうようなことで現在も採用をいたしておりますし、この考え方を今後とも持つていきたい、このように考えております。

○説明員(中林正夫君) 電電公社におきましても、職員の採用につきましては公募によつて広く人を求めるに、こういうことで行つておりますけれども、御案内のように、公社の主な業務といふものは二十四時間サービスでございますので、夜勤であるとかあるいは宿直とか、そういった勤務が多い関係上、比較的年齢の若いを中心採用をしておるということをございます。ただ、公社の職員であった夫の人と死別をされたような場合、そいつたような場合はかなり年齢の高い人を採用するとか、あるいは看護婦、保健婦、こういったような部門においては寡婦をも対象にして採用をしております。大体今後もそいつた方針でいきたいと思います。

○柏原ヤス君 まあ、国が積極的にやるべきだということを強く主張をする立場がら、さらに意旨として、また要望として申し上げたいんですが、寡婦等雇用奨励金、こういうものもございます。しかし、これは民間企業に限りますので、官公庁

○政府委員(森山真弓君) 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、寡婦の雇用につきましては、現在雇用保険法におきまして寡婦等雇用奨励金等の対策をいたしているところでございますし、そのほか中高年齢者の雇用対策といたしまして男女ともにいろいろな対策が進められているところでございます。寡婦の雇用を義務づけるといふことを先生は特に強調しておられるようでござりますが、そのことについてはいろいろと検討一なればならない問題があるのでないかと思ひますので、なお慎重に研究いたしていきたいというふうに考えます。

○柏原ヤス君 それでは公労法の一部改正についてお伺いいたしますが、公労委の委員の報酬についてですが、委員の手当、現在の額、そして来年度の額は、それぞれ一ヶ月当たりの平均額を含めましてどのくらいになつておりますか。

○説明員(松井達郎君) お答えいたします。

五十年度の予算に計上されておりますのは、今長につきましては日額一万五千五百円、これは会員年度は一万二千円でございます。それに対しまして、公益委員と労使の委員、これは日額一万四千円、それに対しまして四十九年度は一万一千円、いすれも非常勤の方でござりますので、こういうふうに日額でもって報酬が定められているわけでございます。

○國務大臣(長谷川峻君) こうした公労委の委員の手当についての御同情をいただきましてありがたいと思つておりますが、委員の手当の増額につきましては、おっしゃるとおり、委員の職責の大性とか、職務内容の複雑困難性も考えて、労働者としてはかねてより努力しているところであります。が、御指摘のはかの委員並みの報酬支給ということはなかなか困難だと思ひますが、逐年そういう努力を積み重ねて改善に一層努力をしてまいりたいと、こう思つてゐるところであります。

○柏原ヤス君 三公社五現業の労使関係の正常化についてお聞きしておきたいと思います。この三公社五現業の労使紛争というのは非常にふえております。そのためこの公労委の委員の定数をやすというようなことも行われたわけでございますが、やはり私は労使関係を正常化して紛争をなくすということが基本であると、きょうは幸いにもストが回避されましたけれども、この点について労働大臣はどう対処されるか、お尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) おっしゃるようにならんな問題、紛争がありますけれども、不当労働行為、そういうものを先生のおっしゃるようになくしていくところに労使の方々のやつぱり構えというのが近代工業国家あるいはそういう

関係上、現在職務内容も大変複雑になつてまいります。したがいまして、一般的に女子の採用人員といふものは最近は減少の傾向にござります。それとあわせまして、逆の傾向でござりますが、おかげさまで私どもの方の定着率と申しますか、これは大変高うございまして、現在全体で四万一千職員がおりますが、そのうちの約三分の一が女子でございます。さらにその中で三十歳以上というものが七三%というふうに、大変定着率がよろしい。これが一般的な背景でございます。採用関係でございますが、これは私どもがやめていかれる方の状況等を見ながら、各工場別に一括公募といたことで現在採用をいたしております。

にはそのメリットがない。しかも、この独立採算制といふ中で予算上の制約がありますので、この寡婦雇用ということは非常にむずかしい問題であるとは思います。そうした中で寡婦雇用が一定義務づけられているならば別ですればれども、いまお答えいただいた三業種の内容などもお聞きしてみて、やっぱしむずかしいという感じを受けました。そこで、寡婦雇用促進法、こういうようなものを作つてある程度義務づけなければ、この事 婦雇用の促進は期待できないんじゃないのか、まあ、こういうふうに考えまして、国としてこのト うな立法を検討するお考えがあるかどうか、これがお聞かせいただきたいと思います。

○柏原ヤス君 先ほどこの問題も出ましたけれども、非常に、公労委は三公社五現業における労使の紛争を調整するという委員会であり、この労使紛争が非常に数も多く、内容も複雑になって、しかもそれが迅速に適切に調整されなければならぬといふ点で、非常に重要性をさらに持ってきた段階でございます。そういう中で一体この現在の委員の手当というのは職責、職務に見合うものかどうか、私は見合っていないと思うんですね。他の行政委員会、公取委員会や公書等調整委員会の委員の報酬と比べますと非常に低い、同じぐらいな報酬にすべきじゃないか、こう考えますが、労働大臣はどういうふうに考えていらっしゃいます

○柏原ヤス君 先ほどこの問題を出ましたけれども、非常に、公労委は三公社五現業における労使の紛争を調整するという委員会であり、この労使紛争が非常に数も多く、内容も複雑になって、しかもそれが急速に適切に調整されなければならぬという点で、非常に重要性をさらに持ってきた段階でございます。そういう中で一体この現在の委員の手当というのは職責、職務に見合うものかどうか、私は見合っていないと思うんですね。他の行政委員会、公取委員会や公書等調整委員会の委員の報酬と比べますと非常に低い、同じぐらいの報酬にすべきじゃないか、こう考えますが、労働大臣はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(長谷川峻君) こうした公労委の委員の手当についての御同情をいただきましてありがたいと思っておりますが、委員の手当の増額につきましては、おっしゃるとおり、委員の職責の重大性とか、職務内容の複雑困難性も考えて、労働者としてはかねてより努力しているところであります。ですが、御指摘のほかの委員並みの報酬支給ということはなかなか困難だと思いますが、逐年そういう努力を積み重ねて改善に一層努力をしてまいりたいと、こう思つてゐるところであります。

○柏原ヤス君 三公社五現業の労使関係の正常化についてお聞きしておきたいと思います。この三公社五現業の労使紛争というのは非常にふえております。そのためこの公労委の委員の定数をやすといふようなことも行われたわけでございますが、やはり私は労使関係を正常化して紛争をなくすということが基本であると、きょうは幸いにもストが回避されましたけれども、この点について労働大臣はどう対処されるか、お尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) おっしゃるようないろんな問題、紛争がありますけれども、不当労働行為、そういうものを先生のおっしゃるようになります。そのためにこの公労委の委員の定数をやすといふようなことも行われたわけでございますが、やはり私は労使関係を正常化して紛争をなくすということが基本であると、きょうは幸いにもストが回避されましたけれども、この点について労働大臣はどう対処されるか、お尋ねしておきたいと思います。

中における労働運動として大事なことじゃないで  
しょうか。これは国民全体もそれを願っている、  
こう思うのでありますて、そうしたやっぱり環境  
づくりに労使もあるいは組合の方々も気を配りな  
がら勤けるような雰囲気というものを私はつくら  
ことにいろんな努力をしてまいりたい、こう思  
ております。けさ、私はこうして朝歩いてみまし  
ても、やはりストrikeが回避されたということで、労  
きに出る諸君が太陽をさんさんと浴びながら職場  
に向かう姿を見ますと、なるほどこれによつて  
きょう一日無事に仕事ができるんだな、国民が  
ほつとしているんだなという感じ方を持つた次第  
でありますて、これはきょうのこととござります  
けれども、そういうふうな雰囲気をひとつみんな  
でつくっていくことが大事じゃなかろうかと、こ  
う思つておるわけであります。

○柏原ヤス君 以上です。

○杏脇タケ子君 それでは簡単に公労法の一部改  
正についてお伺いをしたいと思います。

一部改正案の提案理由説明を拝見いたします  
と、この紛争の内容も複雑多様化する傾向にあり  
たところで、委員の定数をふやすという意味の  
ことが書かれて、お述べになつておられるのです  
がね。これ、いままでいろいろと各委員から出  
ておりますが、複雑多様化しており、あつせんの  
内容があふえてきておるというのが中身は實際には  
最近は何なのかという点、ちょっとお伺いしてお  
きたいと思います。

○説明員(松井達郎君) お答えいたします。

御存じのとおり昨年秋には国鉄の合理化問題に関する紛争と、いろいろな事件の内容の複雑化を示す例がと存じます。

○**著脱タケ子君**　いまのお話を伺いますと、労使間の紛争、あるいは不当労働行為等による労使間の紛争と、いうこともざることながら、特に昨年等ではインフレ手当とか特別手当、あるいは定年等制の引き上げというふうな企業内の要求がたくさんあると、出てきていると、特徴的だといふふうに言っているんですけども、インフレ手当の要求がどんどん出てきているといふうな、これはもういまの政治のもとでは世界に類を見ないほどの激しいインフレですから、これは当然だと思います。私は、確かに労使間の紛争があえきて、それを早く解決をしていくために委員の人数をふやしていくというふうなことについて、これは事務的な解決を促進するという意味で、実際に事務的に進めるために必要であろうといふことは理解できるんですけども、そういうものをつくりってきた一つの原因というのは政府のインフレ政策に、いわゆるインフレをどんどんつくってきた経済政策の破綻だと思うんですよ。そういう中で当然生活防衛のための労働者の要求やインフレ手当の要求、そういうものが次々出てきているというふうに思うのですけれども、少なくとも今までやして紛争を早く処理しなければならなくなってきたというのは、その原因をつくってきているのは一つは政府の政策に、施策にあるんじゃないかなあかどいうふうに思うんですが、これはひとつ労働大臣どうお考えになりますか。

○**國務大臣(長谷川健君)**　まあ、政府の施策が悪いからインフレが起こったという御議論も成り立つでしょうけれども、これはやっぱり逃げ口じゃありませんけれども、全世界がいまインフレに悩んでるわけです。これは日本だけじゃなく労働大臣どうお考えになりますか。

い。その原因というのはどこから言いましても、やっぱり四十八年の十月以降の石油危機、あるいは輸入物資の高騰、そういうものからきて、また国内ではかつてないことがありますから、ときにはインフレマインドもそれに出てくるといふやうなことなどもあって、こういうことからしてもやっぱり物価の安定ということが一番大事なことじやなかるうか。おっしゃるそういう紛争あるいは調停に出されるようなものをなくすためには物価の安定というところがござん方に御審議をお願いしているわけでありまして、私は、だから組合が一昨年の暮れから昨年の三月ぐらいにかけての実質賃金よりも消費者物価が上回ったというふうなときは、やはりああいう、そういうものに相対応するところの要求というものはやむを得ないものもあったと。まあ、いずれにしましても、実際問題としては私はこういうものが円満に解決されることを図るためにも公労委の迅速かつ適切な調整というものが行われることが必要である。こういうところに今度のまた増員の提案をした理由もあることも御理解いただきたいと、こう思うんであります。

○ 説明員(松井達郎君) いま御質問のごとくまし  
た政府から送りました情報をかいづまんで申し上  
げますと、まず第一点としましては国鉄の総裁が  
声明を発したことござりますが、それは、その  
中身といたしましては「純粹な生産性運動がいわ  
ゆる不当労働行為によつて歪曲して理解された事  
例があつたことははなはだ遺憾でありまして、生  
産性運動に名を借りて不当労働行為を行なうこと  
は、許されない」ということを国鉄総裁が声明な  
さつた、この声明を一つ情報として送つております。  
それからその次に、同じく国鉄総裁より各地方  
の管理者に対しまして、今後は再び不当労働行為  
問題を起こさないようにという指示通達を発した  
ことを情報として送つております。  
それで、あわせて政府の方としましては、国鉄  
内におきましてはその後は不当労働行為が現実問  
題として起こつていないということをあわせて伝  
えたわけでござります。  
○ 脇脇タケ子君 いまの国鉄総裁の声明ですか、  
これで非常にはつきりして、その後国鉄では起  
こつていないといふ言われてゐるんですけれど  
も、これは単に国鉄だけではなくて他の公共企業  
体等で再びこういうふうな国際的に批判を受けな  
ければならぬというふうな不当労働行為、これは  
許されはならないと思うんですけれども、こ  
れはないとは言えぬのですね。もう時間がありま  
せんからその点については触れませんが、一括し  
て、国際的な批判を受けるようなことのないよう  
にすることがきわめて必要だと思ひますが、方  
も、非常に大事な点なんで大臣の決意ですか、方  
針をひとつ伺いたい。  
○ 国務大臣(長谷川峻君) 一般民間企業であれ、  
あるいは三公社五現業であれ、法律によつて禁止さ  
れてゐる不当労働行為を行つてならないことは  
当然であります。三公社五現業の当局において  
も、不当労働行為事件が起こらないよう、常々十  
分配慮をしていると聞いてもおりますけれども、  
も、最近では三公社五現業における不当労働行為

事件はほとんど見られなくなつたというふうに私は承知しております。国際的に日本の恥をさらすようなことのないようなどいう先生の御意見は私も同感でございます。

○普脱タケ子君 それから、先ほど申し上げたILO結社の自由委員会百三十三次報告の百四十一項の(b)ですね、「懲戒処分に関する申立てについて」というところで、(1)にこう書いてありますね。「日本政府にたいし、制裁の適用における非彈力的な態度は労使関係の調和的発展に資するものではなく、とくにこののような状態は、労働者間に永久的な賃金格差をもたらすような懲戒処分の結果、生じ得ることを再度指摘すること。」(ii)には「公共部門においておこなわれている懲戒処分の硬直性と厳しさを緩和するための諸手立てをとつてはどうかと、前に政府にたいしておこなわれた示唆を想起すること。」というふうに言われているんですけれども、公労法制定以来、いわゆる公共企業体労働者からスト権が剝奪をされて以来、そこで一体何人くらい処分をされているか、この二十七年の間に一体何人くらい処分をされたことになつておるか、これ、ちょっとと数字を聞きたい。

○説明員(松井達郎君) お答えいたしました。

手元に昭和二十八年から四十八年までの合計分の数字を持っておりますが、それでお答えをさせていただくことにいたしたいと思います。それで、國鐵につきましては、これはかなり大きな表になりますんで、三公五現を通じまして懲戒の種類別に申し上げることにいたします。解雇・免職につきましては八百八十四名、停職につきましては一万三千三百七十八名、減給につきましては八万一千二百七十五名、戒告につきましては二十九万六千五百九十五名、二十八年から四十八年までの分を合計いたしますとこういう数字になります。

○普脱タケ子君 いま言われた数字というのは三公社五現業で処分の合計が、いたいた資料によりますと四十九万一千百三十二人で、解雇が八百

八十四人となつてゐるんですけれども、これは公労協の方の御調査では百三万になつてゐるのですね。これはどういうふうな一百三万と四十九万と言いますと倍以上違うんで、これはちょっとよくわからないんですけども、その辺はどうなつてゐるのですか。これは二十八年以降なんですかね。両方とも二十八年以降なんですが、二十八年以前にもたくさんあるんですね。これ、総数どのくらいになるのかという点、きょうは、いまおっしゃった資料しか恐らくないんでしょうかけれども、一遍教えていただきたいというふうに思つてます。

○説明員(松井達郎君) で、関連いたしまして、そういうた処分を受けた労働者の賃金、退職金、年金を含む総経済的損失ですね、一体どのくらいになつてゐるか。

○説明員(松井達郎君) 私どもいたしましては、先生御指摘のこの経済的損失については計算いたしたことはございません。組合の方ではいろいろなことでもって数字をお示しになっておるよう

でござります。私どもは、その経済的損失につきましては計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○普脱タケ子君 これは、そんな計算する義務も責任もないわけで、恐らく政府はわからぬと言つたらしまいだと思うんですが、指摘されている点では、労働者の永久的な損害の問題という点が指摘をされているので、実際にほどの程度の損害になるかといふうこと、これが政府が長年にわたつてやつてこられた労働行政の中での一つの大問題点だといふふうに思うので、これはお伺いをしてみたわけでございます。

○説明員(松井達郎君) いやまあ、いまの法治国家と言つた大上段に冒頭に言われましたが、これについ

ては私ども異論がありますが、これはいまそれを聞いていないんで、それに関連して聞きますが

ね、それじゃ、スト権問題に。諸外国では公共企

業体の労働者のスト権というのはどないなつていますが、これを簡単にひとつおっしゃってください。

○説明員(松井達郎君) いま先生公共企業体とおつしやいましたが、国によりましてそのいかなるものを公共企業体にするかななかむずかしい

わけでございますが、國鐵や郵政、これにつきまして、こういう事業につきましてどういうふうになつて、こう申し上げてみますと、わが国と同様に國鐵や郵政につきまして職員のストライキを禁止している国としましては、たとえばアメリカにおきましては郵政事業がストライキが禁止されているわけでございます。それから西ドイツにつきましては、これは職員につきましても

八十四人となつてゐるんですけれども、これは公労協の方の御調査では百三万になつてゐるのですね。これはどういうふうな一百三万と四十九万と言いますと倍以上違うんで、これはちょっとよくわからないんですけども、その辺はどうなつてゐるのですか。これは二十八年以降なんですかね。両方とも二十八年以降なんですが、二十八年以前にもたくさんあるんですね。これ、総数どのくらいになるのかという点、きょうは、いまおっしゃった資料しか恐らくないんでしょうかけれども、一遍教えていただきたいというふうに思つてます。

○説明員(松井達郎君) で、関連いたしまして、そういうた処分を受けた労働者の賃金、退職金、年金を含む総経済的損失ですね、一体どのくらいになつてゐるか。

○説明員(松井達郎君) 私どもいたしましては、先生御指摘のこの経済的損失については計算いたしたことはございません。組合の方ではいろいろなことでもって数字をお示しになっておるよう

でござります。私どもは、その経済的損失につきましては計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○普脱タケ子君 これは、そんな計算する義務も責任もないわけで、恐らく政府はわからぬと言つたらしまいだと思うんですが、指摘されている点では、労働者の永久的な損害の問題という点が指摘をされているので、実際にほどの程度の損害になるかといふこと、これが政府が長年にわたつてやつてこられた労働行政の中での一つの大問題点だといふふうに思うので、これはお伺いをしてみたわけでございます。

○説明員(松井達郎君) いやまあ、いまの法治国家と言つた大上段に冒頭に言われましたが、これについ

ては私ども異論がありますが、これはいまそれを聞いていないんで、それに関連して聞きますが

ね、それじゃ、スト権問題に。諸外国では公共企

業体の労働者のスト権というのはどないなつていますが、これを簡単にひとつおっしゃってください。

○説明員(松井達郎君) いま先生公共企業体とおつしやいましたが、国によりましてそのいかなるものを公共企業体にするかななかむずかしい

わけでございますが、國鐵や郵政、これにつきまして、こういう事業につきましてどういうふうになつて、こう申し上げてみますと、わが国と同様に國鐵や郵政につきまして職員のストライキを禁止している国としましては、たとえばアメリカにおきましては郵政事業がストライキが禁止されているわけでございます。それから西

ドイツにつきましては、これは職員につきましては、計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○説明員(松井達郎君) で、関連いたしまして、そういうた処分を受けた労働者の賃金、退職金、年金を含む総経済的損失ですね、一体どのくらいになつてゐるか。

○説明員(松井達郎君) 私どもいたしましては、先生御指摘のこの経済的損失については計算いたしたことはございません。組合の方ではいろいろなことでもって数字をお示しになっておるよう

でござります。私どもは、その経済的損失につきましては計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○普脱タケ子君 これは、そんな計算する義務も責任もないわけで、恐らく政府はわからぬと言つたらしまいだと思うんですが、指摘されている点では、労働者の永久的な損害の問題という点が指摘をされているので、実際にほどの程度の損害になるかといふこと、これが政府が長年に

わたつてやつてこられた労働行政の中での一つの大問題点だといふふうに思うので、これはお伺いをしてみたわけでございます。

○説明員(松井達郎君) いやまあ、いまの法治国家と言つた大上段に冒頭に言われましたが、これについ

ては私ども異論がありますが、これはいまそれを聞いていないんで、それに関連して聞きますが

ね、それじゃ、スト権問題に。諸外国では公共企

業体の労働者のスト権というのはどないなつていますが、これを簡単にひとつおっしゃってください。

○説明員(松井達郎君) いま先生公共企業体とおつしやいましたが、国によりましてそのいかなるものを公共企業体にするかななかむずかしい

わけでございますが、國鐵や郵政、これにつきまして、こういう事業につきましてどういうふうになつて、こう申し上げてみますと、わが国と同様に國鐵や郵政につきまして職員のストライキを禁止している国としましては、たとえばアメリカにおきましては郵政事業がストライキが禁止されているわけでございます。それから西

ドイツにつきましては、これは職員につきましては、計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○説明員(松井達郎君) で、関連いたしまして、そういうた処分を受けた労働者の賃金、退職金、年金を含む総経済的損失ですね、一体どのくらいになつてゐるか。

○説明員(松井達郎君) 私どもいたしましては、先生御指摘のこの経済的損失については計算いたしたことはございません。組合の方ではいろいろなことでもって数字をお示しになっておるよう

でござります。私どもは、その経済的損失につきましては計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○普脱タケ子君 これは、そんな計算する義務も責任もないわけで、恐らく政府はわからぬと言つたらしまいだと思うんですが、指摘されている点では、労働者の永久的な損害の問題という点が指摘をされているので、実際にほどの程度の損害になるかといふこと、これが政府が長年に

わたつてやつてこられた労働行政の中での一つの大問題点だといふふうに思うので、これはお伺いをしてみたわけでございます。

○説明員(松井達郎君) いやまあ、いまの法治国家と言つた大上段に冒頭に言われましたが、これについ

ては私ども異論がありますが、これはいまそれを聞いていないんで、それに関連して聞きますが

ね、それじゃ、スト権問題に。諸外国では公共企

業体の労働者のスト権というのはどないなつていますが、これを簡単にひとつおっしゃってください。

○説明員(松井達郎君) いま先生公共企業体とおつしやいましたが、国によりましてそのいかなるものを公共企業体にするかななかむずかしい

わけでございますが、國鐵や郵政、これにつきまして、こういう事業につきましてどういうふうになつて、こう申し上げてみますと、わが国と同様に國鐵や郵政につきまして職員のストライキを禁止している国としましては、たとえばアメリカにおきましては郵政事業がストライキが禁止されているわけでございます。それから西

ドイツにつきましては、これは職員につきましては、計算も非常にむずかしく、手元に数字は残念ながら持つておりません。

○普脱タケ子君 いま言われた数字というのは三

公社五現業で処分の合計が、いたいた資料によりますと四十九万一千百三十二人で、解雇が八百

人で、先ほど申し上げた百四十一項の(b)の(iii)に処分が厳しく過酷であると指摘されておりましたね、先ほど私読み上げましたが、また政府に対して処分を緩和する手立てを講ずるようになり返し求めてきてるというふうに述べられておりましたね、先ほど私読み上げましたが、また政府に対して処分を緩和する手立てを講ずるようになりますと、どういうふうに対処してきましたか、今後どういうふうに対処しようとしているのか、これをひとつお伺いしておきます。

○説明員(松井達郎君) 法治国家である以上、違法なストライキに對しまして処分が行われるることは当然かと思います。その方針は、昨年四月十日に閣議決定をもつて政府としての方針は確定しております。ただ、処分につきましては、各三公社五現業当局が権限を持つわけでございますが、従来から事案の内容によりまして適正に行うよう努力をされてきてるものというふうに考えます。が、違反の程度の軽微なものにつきましてはあえて懲戒処を行わず、訓告あるいは嚴重注意等の措置で行っているということをございます。こうしたことにつきましてILOもわが国の実情に対する理解を深めてきてるというふうに思ひます。

○普脱タケ子君 いまおっしゃられましたけれども、各国における公務員の状態ですね。これ、もうお持ちですか、あつたらそれも含めて。私は、先ほど公共企業体と申し上げたから選別しておっしゃられたんだと思ひますけれども、それじゃ國家公務員、地方公務員含めて公務員ですね、公務員の状態といふのは諸外国ではどうなつていていますか。

○説明員(松井達郎君) まことに恐縮でございますが、国家公務員の一般的な状況につきましては、特別の措置を講じようとしている国もございません。こういうような国は、たとえばイギリスとかフランスなんかがこれに当たるのではないかというふうに思ひます。

○普脱タケ子君 いまおっしゃられましたけれども、各国における公務員の状態ですね。これ、もうお持ちですか、あつたらそれも含めて。私は、先ほど公共企業体と申し上げたから選別しておっしゃられたんだと思ひますけれども、それじゃ國家公務員、地方公務員含めて公務員ですね、公務員の状態といふのは諸外国ではどうなつていていますか。

○説明員(松井達郎君) まことに恐縮でございますが、国家公務員の一般的な状況につきましては、特別の措置を講じようとしている国もございません。

○普脱タケ子君 まあ、私ども承知している資料ではイギリスでもあるわけですね。イギリスも西ドイツもフランスもイタリアもスウェーデンなど

が、スト権も含めて国家公務員も権利を保障されているわけですね。そういう点から見ますと、法律で画一的に、先ほど法治国家だと言われたの

は、法律で画一的に禁止をしているというのは日本とアメリカ、アメリカもそうなんですね、それから韓国その他ということで、発達した資本主義

国では、日本の状態といふのはアメリカも含めてですが非常におくれてる。そういう中で戦後二十七年間労働者がほんとうに奪われたスト権といふことで、発達した資本主義

といふことで、スト権奪還の闘いというのがどん

どん高まってきてるというの、そういう諸外

国の実情も含めて悲願として起つてきているのが当然だと思うんです。そういう中で日本労働法

は、法律で画一的に、先ほど法治国家だと言われたの

は、法律で画一的に禁止をしているというのは、そういう諸外

国の実情も含めて悲願として起つてきているのが当然だと思うんです。そういう中で日本労働法

は、法律で画一的に、先ほど法治国家だと言われたの

官に手渡されたなどということですが、大臣は御承知ですか。こういう学会の要望に対し考慮して対処するのかどうかですね。これをひとつお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) 関係閣僚協議会として各界の御意見を十分検討して結論を出そうと、御指摘の要望書はみんな参考資料にさせていただくなつもりでございます。その中に渡邊さんに出されたものも入つていると、こういうふうに私は承知しております。ただ、政府いたしましては現行法制が憲法に違反するものとは考えていないのあります。そしてまた、この經營形態のあり方をも含めて、広い見地から抜本的に改正する必要があることが公制審の答申で指摘しているところです。そういうものも踏まえながら関係協議会において、それから専門委員会において御検討いただいておる、こういうところでござります。

○皆脱タケ子君 それでね、関係閣僚協議会で検討課題になつて、しかも基本権問題がいよいよ審議に入つたというふうに先ほどもおつしやつておられますけれども、そういう状況の中できわめてやはりこういった要望の内容というの大事だ

といふうに思ひます。先ほど局長は法治国家だ

からといふうに言つておられるんですけど

も、私はこれは非常に大事だなあと思ひますのは、

労働基本権、いわゆる労働法学会ですね、労働法を

研究する学会での四十八回大会での要望書とい

う基本的人権にたいする立法上の制約として、憲

法秩序の枠内においてのみ許され、それを離れて

全面的に政策的裁量の問題に解消することはでき

ない。二番目には「基本的人権にたいする立法的

制約である以上、それは合理性の認められる必要

最小限度にとどめられなければならない。したがつ

て、公務員あるいは公共企業体職員というだけで

そのストライキ権 자체をはじめから全面・一律に

否決する現行法制が、この憲法上の基本的要請と

両立しうる余地はなく、この全面・一律スト禁止

体制の根本的修正ということが法改正問題の処理にあたつての出发点とされなければならぬ。」

といった点が基本権問題が検討される土台に座るべきだというふうに思ひますけれども、こういっ

た要望書は専門委員会の方々は皆御承知でしょ

うか。

○説明員(松井達郎君) 本日午後から労働基本権

の問題の審議に入るわけでござりますけれども、

その中でこの争議権のあり方、あるいは合憲であ

るかどうか、こういうような問題につきましては

いろんな見解を、私どもとしてはこういう見解も

出でていますというよなことで御紹介いたしてお

ります。先ほど大臣から参考資料として検討さしてお

るところございますが、そのとおりでございま

ましても、その中でこういう見解が出ております

と、いうことを紹介しておるわけでございまして、

学会の議論も紹介するということにいたしております。

○皆脱タケ子君 いま参考資料として出されてお

るということをごぞいます。これが大臣、そ

ういうふうに言つておられるんですけど

も、私はこれは非常に大事だなあと思ひますのは、

労働基本権、いわゆる労働法学会ですね、労働法を

研究する学会での四十八回大会での要望書とい

う基本的人権にたいする立法上の制約として、憲

法秩序の枠内においてのみ許され、それを離れて

全面的に政策的裁量の問題に解消することはでき

ない。二番目には「基本的人権にたいする立法的

制約である以上、それは合理性の認められる必要

最小限度にとどめられなければならない。したがつ

て、公務員あるいは公共企業体職員というだけで

そのストライキ権 자체をはじめから全面・一律に

否決する現行法制が、この憲法上の基本的要請と

両立しうる余地はなく、この全面・一律スト禁止

体制の根本的修正ということが法改正問題の処理にあたつての出发点とされなければならぬ。」

といった点が基本的立場で対処されるのだと思

います。そういう点が基本的な立場で対処されるのだと思

います。

○國務大臣(長谷川峻君) 私からも、あるいは課

長からも御答弁申し上げたとおり、大事な基本権

がかかるわけでござります。まず法案をお認めいた

だきましたら即刻に手続に入りたいと思っており

ます。

○政府委員(道正邦彦君) ただいまの御質問の中

でもお触れになりましたように、いろいろの手順

があるわけでござります。まず法案をお認めいた

だきましたら即刻に手続に入りたいと思っており

ます。

○政府委員(道正邦彦君) 若干細かくなりますが、具体的にどういう手順

が必要かということを……

うか、大臣の御見解をお伺いしておきたい。  
○國務大臣(長谷川峻君) 私からも、あるいは課  
長からも御答弁申し上げたとおり、大事な基本権  
の問題でござりますから、これを参考資料として  
お出し申し上げる。また委員の中にはこういう学  
生がいる。私はこういうふうなことが明記をされている。私はこう  
いった点が基本権問題が検討される土台に座るべ  
きだというふうに思ひますけれども、こういっ  
た要望書は専門委員会の方々は皆御承知でしょ  
うかね。

○説明員(松井達郎君) 本日午後から労働基本権

の問題の審議に入るわけでござりますけれども、

その中でこの争議権のあり方、あるいは合憲であ

るかどうか、こういうような問題につきましては

いろんな見解を、私どもとしてはこういう見解も

出でていますというよなことで御紹介いたしてお

ります。先ほど大臣から参考資料として検討さしてお

るところございますが、そのとおりでございま

ましても、その中でこういう見解が出ております

と、いうことを紹介しておるわけでございまして、

学会の議論も紹介するということにいたしております。

○皆脱タケ子君 私いまちょっと触れましたけれ

ども、ちょうど戦前から無権利状態の中での労働

運動が、先ほど局長が御説明になつておられたよ

うに、戦後労働基本権が確保された、保障され

たという時期に、私は労働組合運動を国家公務員

の一人としてやっておったわけですが、マッカー

サー書簡それに引き続いて当時の芦田内閣時代

に政令二百一号が出されてスト権が剝奪をされた。

そして憲法二十八条のすべての労働者のスト権が

保障されている権利が剝奪されたというのは、当

時、私どもも労働運動をやつていた一人として、

に政令二百一号が出来てスト権が剝奪をされた。

そして憲法二十八条のすべての労働者のスト権が

保障されている権利が剝奪されたというのは、当

時、私どもも労働運動をやつていた一人として、

に政令二百一号が出来てスト権が剝奪をされた。

そこで悲憤の涙を持った闘いであったといふこと

を強く覚えているわけです。先ほども申しました

ようすに、日本が経済的にはどんどん高度経済成長

で世界の中で比肩をしておる、大きな前進を遂げ

ておりますが、スト権問題についてはスト権後進

国だといふことは先ほど申し上げたとおりです

ておりながら、スト権問題についてはスト権後進

○柄谷道一君 もういいです、あとの質問二十分ですから。見通しだけ聞きたい、四月中旬にやつていただけますか。

○政府委員(道正邦彦君)　はい、わかりました。いろいろございますが、それを迅速に進めたいと思います。ただ国会の御承認を公益委員につきましては仰がなければならないということになつておりますので、事務的には鋭意急ぐつもりでござりますが、国会の御都合もござりますので、なるべく早い機会に国会で御承認いただきやすく私どもとしては努めたいと思ひます。

○柄谷道一君　この点につきましては、大臣ひとつ、少なくとも四月中旬ぐらいまでには同意手続につきまして行われるように大臣としてのせつかくの御努力を強く求めておきます。

は、実は関係の組合、公労協関係の組合、全宮官公系の組合と、労働省も入りましてお話し合いをいたしまして、この四つということにいたしたわけをございます。つまり関係組合の十分な意見の調整の結果でございます。ただ、今後問題も生ずる場合もあると存しますので、先生のいまお話になりました御趣旨、十分念頭に置きながら、公労協それから関係組合とも十分意見を聞きまして、その問題の解決に一番よさわしいやり方をとっていただきたい、こういうふうに存じております。

【理事 山崎君退席、委員長着席】

○柄谷道一君 これも時間の関係がござりますので、大臣、私の意見を十分に生かせるような具体的な措置が労働省当局としてとられることを強く求めたいと思います。

そこで、問題は次に、大臣は御記憶があると思

うんですが、ILOハ十七号条約の批准に当たりまして、昭和四十年の第四十八回通常国会、法四法案の改正が自民党によって強行採決されました。そこで議会は大混乱に陥りまして、六日間の空白を余儀なくされた。そのときに衆議院議長のあつせんもあり、またわが党も積極的に動きまして、当時栗山礼行衆議院議員が自民・社会・民主三党の共同修正案とい形で修正提案の趣旨説明を行いまして、第三者機関である公制審でこの問題を慎重に検討し、国内関係四法案の適正化を図るべきであるという形で収束したのは御承知のとおりであります。私は、絶えず民社といたしましては、この適正な解決ということに努力をしてまいりましたし、またそのことに対応して実績を上げてきたと自負をいたしております。しかし、いま沓脱先生が指摘されましたけれども、ストップといいうものの方を検討し、公正・妥当なものにこれを修正するという、そういう検討と、現行法を無視していいということとは、私はおのづから問題は別であると思うのであります。法治国家でありながら、現行法が守られないということになるとすれば、これは立法府に属する議員としてはききわめてこれはもなしの問題です。今回、春闘に

おける違法ストに対する処分を凍結することになります。報道するところによりますと、大藏省が局と専売との間でやみ取引があったのではないか。また、三木総理と社会党委員長との間の党首会談で、この種の問題が触られたのではない。そういう一連の動きを受けて国鉄総裁の談話が発表されたのではないか。私は真偽はわかりません。そのようなことが一般に流布されているわけではありません。私は違法ストを中止させるべきだということはすでに国民世論であらうと思います。しかし、そのため現行法を無視したストライキに対する処分をしないということでありましては、これは法治国家でなくなってしまいます。現に三公社五現業の中にも現在の法律が適当でない、確かに法の改正を求める、しかしながら現行法が存在する以上、法は守らなければならない、そういうことでじっと耐えている多数の組合員がいるわけですから。ストライキの処分を行わないということになると、これらの組合は一体どう立場で置かれるのか。また、同盟の中に電力の組合があります。これもストライキの権利がいまないわけです。しかし、この電力の組合員は、スト規制の排除とすることを認めながらも現行法律を遵守しております。いま電力の組合が、仮に電力をとみてみなさい。汽車がとまる、電車がとまるどころじゃないんですよ。大変な大きな問題になるんですよ。それを労働組合の争議手段として使うことは労働組合としては有効な戦術かもしません。しかし、それを耐えているんですよ。こういう問題について、私は少なくとも無理が通れば道理が引っ込めます。やはり三公五現の職員が法律で禁止されておる争議行為を行った場合に、厳正な措置をします。やはり三公五現の職員が法律で禁止されるとということは政府が従来から一貫してとつてきました態度であります。先生から凍結という話がありましたが、凍結する意思はございません。処分は

処分としていたしました。また今度のストの問題と、スト解除の問題と、いまの処分の問題等々が混同されているということは私は遺憾でございます。そして、それとこれとは別でございます。そうして、一方においては、おっしゃるとおり、違法ストといふものが行わることがないようにというのを国民全体の願い、そういう中に私はこのたびストを行わないで、こういうきょうも無事に審議ができる、みんなが働けるようになつたと、こういうふうに感じております。おっしゃるとおり、電力のストの問題について、私たち終戦後どんなに家庭の方々が本当に直接生活の問題として悩んだか、そういう方々のいま電力ストの問題等々も御審議いただいている最中でございまして、私はどんな世の中であろうと、どんな場所であろうと、やはり不正がまかり通るような姿であつてはまずい、そういう中にこそやはり法治国家なりお互いの姿勢と、うものがあるものだと、こういうふうに考えておるわけであります。

○國務大臣(長谷川峻君) ほかの党のことですか  
ら、私がとやかく申すわけにはまいりませんけれども、ひとつ從来ともに、やはり国会の中というものは議会政治でござりますから、是は是とし、非は非とするという形においてぜひととお進みを願いたいと思うのであります。私だけの発言で御信用いただけないとすれば、私の微力でござりますけれども、私は先ほど申し上げたような姿勢において、閣内においても、また日本人全体がそういう姿勢を私は行政能力としての内閣に望んでいるところに、毎日の国民の嘗みが行われると、こう思うのであります。関係閣僚とか、そういうところから委員を早急にお引き揚げになるようなお話が出来ましたならば、ひとつ先生、そこに御出席されて、私たちの気持ちというものをぜひお伝えいただきたいと、こう思うのであります。私が申し上げたこと御理解いただくなれば幸いだと思います。

○柄谷道一君 私は、法の本質の問題にかかる

問題であるということを指摘しておるのであります。これはいま行われている一ストライキの収束の問題ではありません。法治国家として、法の尊厳というものが維持されるべきなき、そういうものに対して、けじめをつけ、しかも法律内容に不備があるとすれば、その法律内容の改正に対して真剣に取り組む、そしてその検討の時期を早める、これは全く私は異質のものであると、こう思うのです。この問題ばかり言つておれませんので、ひとつこれ、大臣、この問題に対する措置のいかんが非常にこれは今後重要な問題に私は発展していくと思います。担当する所管大臣として三木総理大臣に率直な直言を行われるようになります。私は次に、公労委における調停中にストが行われるということについてこれをただしたいと思うわけであります。調停中に当然のことのように違法ストライキが行われる。そのことについては論外でございますけれども、その法律のあり方は一

心別として、同盟系の民間労組におきましては中央労働委員会なり地方労働委員会に調停またはあつせんを申請した場合に、第三者に一応その調停を依頼したわけでございますから、ストライキをやつても法的には認められております。しかし、調停あつせん中のストライキの実行といふものについてはきわめて慎重な配慮が行われていると、いうのが民主的民間産業労組のこれは実態であります。私はこれは單に現行法の違法であるなどうかというこの問題のほかに、労使慣行という観点から、現行の、現在の姿というものはやはり是正されなければならぬ問題であると、こう思つております。労使慣行という立場に立つて、これが労働者はこの問題についてどのような考え方を持つておられるのかお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) お互いやっぱり近代工

業国家として労働者の非常に大事なことは、それ

はわかつておることとして、そういうものからしま

すというと、やっぱり労使の慣行がスムーズに

いくといふところに私は国として、またみんなの

考え方が必要じゃなかろうかと思ひます。そういう

意味からしまして、労使の正しい慣行、それを

つくるために、もう一つはやっぱり無法者がまか

り通る世の中ならば、これは野獸の世界と同じ

で、力の強いやつが勝つわけです。そういうところに、私たちが契約をし、認め合い、そうした中

においてお互いの静かなる生活というか、平和な

生活ということが行われるのが、これが国をつ

くつておる鉄則であります。そういうものが破ら

れる、そういうものに不安を持たれるということ

のないように大いに努力をしてまいるというこ

とが起きており、その事実を私は資料として十分

持っております。きょうは時間の関係で一つ一つ

を指摘いたしませんが、あることは事実であります。そして結局はじめて働く職員というものがば

かをみる。こういう状態になつているとするとなる

は、私はそういう環境の中からまた正常な労使関

係といふものも生まれてこない、こう思います。

これに対する労働大臣の所見と、こうした現状を

是正するために大臣が今後どのような姿勢と対策

を持って対処されようとしているのか、この点を

最後に前の質問点とあわせてお伺いをいたしたい

と思います。

○柄谷道一君 数日の措置を見守っております。

○山崎昇君 大変三十分ばかりの時間ですから、

きょうは一、二の問題点だけ指摘をして見解だけ

お聞きいたしたいと思います。

私も党内で今度の春闘問題の担当の一人であり

ましたから夕べ遅くまで院内におきました。大変

取扱に当たられたことについてはこの席上をかり

て敬意を表しておきたいと思います。個々の内容

等についてももちろんたくさん問題点があります

が、それはいずれまた国会の場で議論される

と思いますが、いずれにいたしましても私は政治と

事務とはどこが違うかと言えば、昔の人ではあり

常な労使関係というものを妨げている。これは一つの大きな要因だらうと思うんです。私はいま大臣の言われたような正常な姿をこれからつくつてあるいはまた組合の方々がお見えになつたと、のにつけてはきわめて慎重な配慮が行われていると、いうのが民主的民間産業労組のこれは実態であります。私はこれは單に現行法の違法であるなどうかというこの問題のほかに、労使慣行という観點から、現行の、現在の姿というものはやはり是正されなければならぬ問題であると、こう思つております。労使慣行という立場に立つて、これが労働者はこの問題についてどのような考え方を持つておられるのかお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) お互いやっぱり近代工

業国家として労働者の非常に大事なことは、それ

はわかつておることとして、そういうものからしま

すというと、やっぱり労使の慣行がスムーズに

いくといふところに私は国として、またみんなの

考え方が必要じゃなかろうかと思ひます。そういう

意味からしまして、労使の正しい慣行、それを

つくるために、もう一つはやっぱり無法者がまか

り通る世の中ならば、これは野獸の世界と同じ

で、力の強いやつが勝つわけです。そういうところ

で、力の強いやつが勝つわけです

ませんが、政治には情があるという言葉を使った  
人がありますが、まさにそうだと思います。そういう意味では昨日来の労働大臣の本当の御健闘に重ねて敬意を表しておりますが、どうか労働団体との間に信頼感がありますます増進できますように一層のひとつ御精進をまず申し上げておきたいと思  
います。

○國務大臣(長谷川峻君) 昨年実は春闇の最後の場面に立ち合った者は、当時の二階堂官房長官と私はです。そしていまの閣僚の中に、当時四月十日の閣議決定、それにサインをして居残っている者が遇然のようにいまの総理大臣、それから福田副総理、さらに大平大蔵大臣、そして私でござります。途中ちょっとやめましたけれども、ずつとつとフォローしているつもりでございますし、大事な問題で公制審八年の後、せっかく閣僚協でおやりいただいたことですから、私は、秋までに結論を出してもらうようにの方からも期待をして見守つておる次第であります。

○山崎昇君 私も昨年の三月の予算委員会でこのスト権の問題にしぼって実はお尋ねをいたしました。それから、中身については今後私もまた専門的分野からいろいろ質問をしていきたいと思っておりますが、きょうは、いま大臣から重ねて秋までには結論を出すようにしてまいりたいと、こういう話でありますから、この点については終えておきこへと戻ります。

第一点目に聞きたいのは、ILOの百五号  
条約の批准について、一体現状はどうなつてお  
つて、そしていま政府ではどういう点が問題があつ

○政府委員(道正邦彦君)　百五号条約につきましては、その大筋におきましてはだれしも異論がない條約だと思いますけれども、解釈につきましては、いまだ必ずしも明らかでない部分もござります。したがいまして、ILOで解釈につきましてはまだ批准ができないおるのか、この百五号条約の批准について御説明を願いたいと思います。

明らかにされたことを待ちまして、それを前提に、国内法制との関係もございますので、検討を加えてまいりたいというふうに考えております。  
○山崎昇君 この百五号については、労働省も御存じのとおり、昭和三十二年の第四十四回の I.L.O 総会で満場一致でこれは採択されているんです。

りますといふと、九十一カ国がすでに批准をされていると聞いておる。言うならば、ILO総会で採用されて以来すでに十八年を経過している。それで、いまだ解釈でわからぬ点もあると、こう言うんだが、どういう点についてそれならわからぬのか、一体この十八年間と/orものをどういう検討をされておるのか。それから、重ねてお伺いいたしますが、一体今後いつごろをめどにしてあなた方は批准されるといふのか、この点を聞いておきたい。

○説明員(松井達郎君) いま百五号案約上どういう点が問題としてわからぬ点になつておるのか、こういう御質問がございました。それで、私の方としましてそれにつきまして問題点といつたおきたい。

してはいるところを挙げますと、まずこれは強制労働の禁止に関する条約でござりますが、法律で罰則をつくります場合には懲役以外に罰金という場合がござります。果たして罰金の場合にこれは本法の違反になるのか。まあ罰金は本法の違反には直ちになるという点については余り関係のないことではないか、こういう御疑問もあると思ひます。

うようなことが刑法上決まっておりますので、それとの関係で、一体これは罰金刑が定められているときに本法違反の問題が生じるか、あるいは同

盟寵業の制裁としての強制労働というくだりがございますが、それにつきましては I.L.O.でも一定の見解を示しておりますけれども、一定の事情のもとにおける争議行為の禁止についてはこの法律の対象にならないということで、その一定の事情の例として、本質的な業務といいますか、I.L.O.の使っている言葉で申しますとエッセンシャル

サービスと書いておりますが、そのエッセンシヤルサービスの中になんうものが含まれてくるのか、これは非常に広うございまして、場合によつては、I-L-Oの挙げてゐる例でまいりますと、公務のほかに、たとえば電気だとかガスだとか、あるいはそのほかにも灯台だとか、いろいろな例が

ましても ILO の現在挙げている例だけでは、つきりしない面もございますので、こういうようなエッセンシャルサービスの範囲につきましても ILO の見解がはつきりすれば、こういうふうに思つております。

いつもそれがはつきりするか、こういう御質問でございましたけれども、ILO の方では定期的に条約につきまして総合的な調査を行つておるわけでございますが、その総合的な調査をやる場合には各国の立法例なども見ながら結論を出しておるわけでございます。それで総合的な調査のたびごとにはつきりしてくるわけでございますが、私どもこういう総合的な調査の集総と申しますか、それによって ILO の見解と申しますか、そ

ういうものが明らかになることを期待しておるわけでござります。

○山崎昇君 大変抽象的でよくわからぬのだけれども、時間がありませんからこれは重ねて聞きますが、一体、あなた方はこの批准の目標といふのをどこに置いているのですか。私はあなたの方でつくったこの資料を見ても、今まで LIO

るのはわずか三十一本しかありませんよ。事労働関係だとか、社会保障関係のILO条約の批准などというものは、日本は全く少ない。これだけ先進

国の仲間に入ったたといばつておりながら、国際的な条約については、ある意味ではサボっているのじやないかとさえ思われる。そういう意味で言うなら、本当に労働者は労働者のためだというならば、なぜ百五号条約は、いま挙げられた問題点、そのほかにもあるでしょう。しかしながら、それはいまの点が主点だとと思うのです。そういう意味

○國務大臣(長谷川峻君) まあ、原則とすると、  
来年じゅうにはやるんだとか、そういうきつ  
とした考え方をあなた方は示すべきじゃないかと  
思うのですが、どうですか。

参りまして寄託してまいりましたが三十二でしたかね——三十二で、国際並み。しかしながら、ただ、ILOの条約の場合は、ここにいるいま説明した松井君はせんだつまでジユネーブに四年間アッシャーで行っておったのですから、これは国際人の中で活躍しておったのだから一番詳しいわけですが、原則論いたしますと、やはり國內でやれるものをちゃんと整備してやると、日本人というのはとかく、こういうのはいいことですが、条約、法律というものを非常に守る、国際的にはそういう評判がござります。それはいいことだと思います。そういうことですから、批准するに当たっては、国内法というものを整備して、やつたら最後、もうよそから文句を言われな

い、こういう姿勢が大事。そういうところに三十  
二まできて、ことしはまた一本、たしか百二号条  
約をお願いするようななかつこうになつておりまし  
て、一つ一つ私はやはりやつしていくという姿勢  
は、いまから先も、先ほども国際的な話が出まし  
たが、やはり国際的にはそういう問題で肩を並べ  
ていく姿勢というものはいまからもとりたい、こ

○山崎昇君　ぜひこれは早くやつてもらいたい。  
いま大臣から日本人の物のやり方の話があつた  
のですが、また逆に言えど、日本の役人というの

は升をつくる後から中身を整備するというの  
だつて一つの習性じゃないですか。そういうこと  
から考えれば、当然、条約を批准してそれに合ひ  
ように法律をいつまでに変えるということも一つ  
のやり方だと思います。だから、私は、やはり一つの  
方法ばかりとらずに、国際的なこういう一つの  
基準ですから、これだけ経済が進んだという日本  
でこういうことがなおざりにされるということは  
どうしても放置できませんので、重ねて早急にや  
られますように要望しておきます。

すべて行政対象といふのがふえてくる。何でもかんでも行政の対象になつてきている。言はならぬば、役所が手をつけなければ物事が処理できないような仕組みにだんだんなってきますから、専門用語で言えば行政国家になりつつある。そういう点からいきますと、労働行政もその範囲から離れることはできませんで、たとえば一、二最近の法律で言いましても、雇用保険が五人未満まで適用になる、あるいは労災保険も五人未満の事業所まで適用を広げられる。これ一つを考えてみましても、私が調べてみると、大体、労災保険で五人未満の事業所というのは百万ある。一体、これを労働省が把握するには、いまの陣容でやれるんだろうか、何年かかるだろうか。私は先般、北海道の札幌でありますけれども、労働基準局長なり安定期所なり、青森県の安定期所などに二、三行つてみました。実際に労働基準監督一つを考えてみますと、札幌の課長さんの説明だというと、いまでも、札幌の課長さんの説明だといふ、いらないじゃないかと思ひますね。あなたがどんなに労働者は保護しますとか一生懸命やりますと言つたって、現実的にはすべて法はつくるけれどもざる法みたいなつている。あってないような存在になつてしまふ。あるいはまた、今度作業環境測定法ができ上りました。これもまた私は大変だと思うのです。そういう意味で言ふと、私は

いすれ私の専門は行政機構論ですから行政管理の長官を呼んで定数論をやります、やりますけれども、労働者としてもこれは本当に労働者を守らうとしたら、いまのあなたの陣容ではどうもならないじゃないかと思うのですが、どうですか。  
○國務大臣(長谷川岐峻) わつしやるようなこともわかりますので、私も、定員の増、ことに監督官の問題等々には力をいたしておりますが、一方、また、余りふやすと、あなたのおっしゃるよううに役人国家になってしまふ。労働基準局、そういうところは、御承知のとおり事業所はどんどんふえる。しかし、全部回るとすれば十年もかかる。また、余りふやすと、あなたのおっしゃるよううに役人国家になってしまふ。労働基準局、そういうところは、御承知のとおり事業所はどんどんふえる。しかし、全部回るとすれば十年もかかる。しかも、全員が、一つ抜き打ちすることによって十年分がみんなに警告を発するというふうな効果などもありますので、私は事業所に張りつくだけの人間が必要とも思いませんが、いずれにいたしましても、絶対数の足りないことはよくわかつておりますから、努力をしてまいりたいと、こう思つております。

○山崎昇君 いや、私の言うのは、そんなむやみやたらにふやすというのじゃない。しかし、経済が發展をして工業化になればなるほど思われる災があふえてくる。これはあなたもおわかりの通りだと思う。そういう意味で言うならば、労働基準監督官なんというのは私は重要な任務だと思ふ。人の生命に関してきますからね。ですから、そういう意味で、私は、全体的に行政国家になっていくわけですから、そこ辺の調整はどうするかは、これは地方行政ばかりではありませんで、行政法学者の間でもかなりな議論のある点だと思いますが、いずれにいたしましても、いまの労働省の陣容では末端へ行つたらどうにもならない。青森の労働基準局へ行つて婦人問題をやっているのは何名いますかと言つたら、室長以下四名だというのです。一体、室長以下四名でやつて青森県の婦人問題を指導するなり何なりできるのだろうか、これは疑問を持ちますね。そういう意味では私はもう少し第一線の機関とい

ものを充実する方向といふものは考えておいてもらいたい。これも要望しておきます。  
それから第四番目にお尋ねしておきたいのは、  
昨年でしたか、参議院の地方行政委員会で、地方自治法附則第八条についてはこれはもう削除して、  
いま変則的に置かれております安定、あるいは失業保険、あるいは厚生関係、陸運関係の国費の職員  
というのは移管をすべきだという決議がなされて  
いる。これは全会一致でなされているわけです。  
そうして、今度のこの七十五国会で、この間予算  
委員会で三木さんはこの国会に提案をいたします  
と、官房長官も、後から——私の方の和田君が  
やったそうです。ありますが、和田君のところへ来ま  
して、必ずこの国会に地方自治法の改正案は提案  
いたしますと約束をしたんです。そうすると、い  
まの参議院の実情からいえば、地方行政委員会は  
野党が一名オーバーいたしておりますから、委員  
会の可決は必至であります。また、きのう与野党  
の国会対策委員長会談がありまして、委員会で決  
定したものは多少修正したものであってもこれを  
みだりに本会議で否決してはいけませんというこ  
とは合意したこと。そうすると、地方行政委員会で  
この問題が可決をされれば、本会議が通るという  
ことはもう私はあたりまえのことになってきていい  
ると思うのです。そこで、私はお尋ねしておきた  
いのは、そういう情勢から考えると、もし移管さ  
れた場合に労働省は実務的にどうされるのか、こ  
の点についてもう検討されておらぬきやならぬと  
思うのだが、どういう検討をされておるか、聞い  
ておきたい。

ようなどうしたことになつて今日に至つております。ただ、この問題は、厚生省の社会保険関係、陸運関係と若干事情が異なりまして、私どもの方の労働関係におきましては、いわゆる地方事務官と称される都道府県の職員が二千数百名おります。その先に末端の六百の安定所の職員、これは国家公務員であり労働事務官であります。これが一体となつていわゆる職業安定行政、雇用行政を推進いたしておるわけでございます。単に地方事務官の二千数百名の身分をどうするかということだけで解決できない問題でござります。したがいまして、この解決策につきましては、関係各省といろん検討はいたしておりますけれども、最近のようなこういう雇用・失業情勢の非常にむずかしい時代でございます。また、身分問題と直接関連のありますこの機構の問題を簡単に解決するわけにはまいりません。したがいまして、そういう現在の置かれております客觀情勢等も十分考慮しながらこの問題の根本的な解決を図つていきたいと、いうことで目下鉛意検討を進めておる情勢でございます。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいまお答えいたしましたように、これから検討するのではございませんで、実は私どもは先ほど申し上げました四十三年以来検討を進めておりますが、さらに具体的に昨年の衆参両院の附帯決議等ございましたて、その以後この問題についての改革準備室をつくりまして具体的な検討にもうすでに着手いたしております。私どもとしましては、できるだけ早い機会に具体策について結論を得たいと、いふことで目下鋭意準備を進めておるわけでござります。

○国務大臣(長谷川峻君) 山崎先生から、国会内部のあるいはまた地方行政委員会のそらいう姿勢、あるいはまた本会議のそういう関係を私はいま拝聴したことございます。いずれにいたしましても、いろいろな委員会において地方事務官問題が出ておりましたが、非常に大事な行政の大変革でございます。しかも、私の方は、御承知おきのとおり、こういう雇用不安のときですから、職安の諸君が一生懸命仕事を、ほかの役所もやっておるでしょうけれども、人間の職業に関係することですから一生懸命やつておると思いますが、その辺のどういうことがあっても対応できるよう理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 ゼひこの問題は処理をしてもらいたいと思います。

そこで、もう時間がありませんから、最後の質問に老人対策で私は労働大臣にお聞きをしておきたい。

春闘が、昨年から——私は弱者救済という言葉そのものに反発を実は感じます。なぜかといえれば老人対策だとか労働者対策といえれば、現役で働いている者だけのことを主として考えがちであつて、今日まで一生懸命働いた者についてはどうも放置をされる。これは私は労働組合運動から言つても少しおかしいといふ考え方を持っておったのですが、まあ幸い昨年から、どういう言葉を使うに

いたしましても、この老人の問題等については年金を中心にして大変運動が進められてきたという事実で、私は、労働者を保護するという立場にあることに一応歓意を表しているわけなんですが、それで、私は、労働者を保護するという立場がある。私は、労働者を保護する立場から、この老人対策というものをお聞きをしたい。いま何か厚生省で国民年金だとか厚生年金ばかりやっているんですが、私はそうじやないと思いませんから少しお尋ねいたします。

実は、厚生省の人口問題研究所から出された資料を見ますと、昭和四十五年から昭和五十五年の十年間を展望して、十五歳から二十九歳までの方々が約一三%減るという、そして三十歳から四十四歳までが一七%ぐらいである、四十五歳から五十九歳が三七%ぐらいである。言うならば平均で物を言えば年齢者が多くなる、わけても傾向として問題になつてまいりますのは、六十五歳以上以上の老人はもちろんあります、特に後期の老人層といいますか、七十歳から七十五歳以上の老人が大変率としてはふえつたるという現状にあると、こう言われております。そしてさらにきよま申し上げたようなことで勉強しておることを御理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 ゼひこの問題は処理をしてもらいたいと思います。

そこで、もう時間がありませんから、最後の質問に老人対策で私は労働大臣にお聞きをしておきたい。

春闘が、昨年から——私は弱者救済といふ言葉そのものに反発を実は感じます。なぜかといえれば老人対策だとか労働者対策といえれば、現役で働いている者だけのことを主として考えがちであつて、今日まで一生懸命働いた者についてはどうも放置をされる。これは私は労働組合運動から言つても少しおかしいといふ考え方を持っておったのですが、まあ幸い昨年から、どういう言葉を使うに

いたしましても、この老人の問題等については年金を中心にして大変運動が進められてきたという事実で、私は、労働者を保護する立場から、この老人対策というものをお聞きをしたい。いま何か厚生省で国民年金だとか厚生年金ばかりやっているんですが、私はそうじやないと思いませんから少しお尋ねいたします。

実は、厚生省の人口問題研究所から出された資料を見ますと、昭和四十五年から昭和五十五年の十年間を展望して、十五歳から二十九歳までの方々が約一三%減るという、そして三十歳から四十四歳までが一七%ぐらいである、四十五歳から五十九歳が三七%ぐらいである。言うならば平均で物を言えば年齢者が多くなる、わけても傾向として問題になつてまいりますのは、六十五歳以上以上の老人はもちろんあります、特に後期の老人層といいますか、七十歳から七十五歳以上の老人が大変率としてはふえつたるという現状にあると、こう言われております。そしてさらにきよま申し上げたようなことで勉強しておることを御理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 ゼひこの問題は処理をしてもらいたいと思います。

そこで、もう時間がありませんから、最後の質問に老人対策で私は労働大臣にお聞きをしておきたい。

春闘が、昨年から——私は弱者救済といふ言葉そのものに反発を実は感じます。なぜかといえれば老人対策だとか労働者対策といえれば、現役で働いている者だけのことを主として考えがちであつて、今日まで一生懸命働いた者についてはどうも放置をされる。これは私は労働組合運動から言つても少しおかしいといふ考え方を持っておったのですが、まあ幸い昨年から、どういう言葉を使うに

いたしましても、この老人の問題等については年金を中心にして大変運動が進められてきたという事実で、私は、労働者を保護する立場から、この老人対策というものをお聞きをしたい。いま何か厚生省で国民年金だとか厚生年金ばかりやっているんですが、私はそうじやないと思いませんから少しお尋ねいたします。

実は、厚生省の人口問題研究所から出された資料を見ますと、昭和四十五年から昭和五十五年の十年間を展望して、十五歳から二十九歳までの方々が約一三%減るという、そして三十歳から四十四歳までが一七%ぐらいである、四十五歳から五十九歳が三七%ぐらいである。言うならば平均で物を言えば年齢者が多くなる、わけても傾向として問題になつてまいりますのは、六十五歳以上以上の老人はもちろんあります、特に後期の老人層といいますか、七十歳から七十五歳以上の老人が大変率としてはふえつたるという現状にあると、こう言われております。そしてさらにきよま申し上げたようなことで勉強しておることを御理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 ゼひこの問題は処理をしてもらいたいと思います。

そこで、もう時間がありませんから、最後の質問に老人対策で私は労働大臣にお聞きをしておきたい。

春闘が、昨年から——私は弱者救済といふ言葉そのものに反発を実は感じます。なぜかといえれば老人対策だとか労働者対策といえれば、現役で働いている者だけのことを主として考えがちであつて、今日まで一生懸命働いた者についてはどうも放置をされる。これは私は労働組合運動から言つても少しおかしいといふ考え方を持っておったのですが、まあ幸い昨年から、どういう言葉を使うに

り、こういう対策というのはなかなか追つかれるのに大変でございますが、そういうところに御留意いたいたいそういう気持ちというものを体しながら、私の方が所管の問題については、ほかの役所にも迷惑しながらやつてまいりたい、こう思つております。

○委員長(村田秀三君) 他に後発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(村田秀三君) 次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。長谷川労働大臣。

○国務大臣(長谷川岐君) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法は、中小企業の労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するため、昭和三十年に制定されたものであります。この法律に基づきまして、現在、中小企業の常用労働者

を対象とする一般退職金共済制度と、建設業及び清酒製造業に期間を定めて雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済制度の二種類の制度が設けられております。

これらの制度に加入している事業主の数は約一十四万、加入労働者数は約二百七十六万人に達しております。本制度は、中小企業労働福祉対策の主要な柱の一つとなっております。

ところで昭和四十五年の法律改正以降五年間に一般の賃金及び退職金の水準は相当程度上昇しております。本制度についても、これらの動向に対応して改善を図る必要があるものと考えております。

政府は、このような観点から、本制度について

所要の改善を行うこととし、先般中小企業退職金共済審議会に諮問し、その答申をいただきました

ので、ここに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、一般退職金共済制度に関する改正につきまして御説明申し上げます。

その一は、掛金月額の引き上げであります。

現行制度では、掛金月額の最低額は四百円、最高額は四千円となっておりますが、賃金等の上昇にあわせて退職金給付の改善を図るため、掛け金月額の最低額を八百円、最高額を一万円にそれぞれ引き上げることとしております。

その二は、退職金給付に対する国庫補助の増額であります。

現行制度では、退職金給付に関し、掛け金月額の納付があつた期間が三年以上十年未満の場合はその金額の五分の一、十年以上の場合はその金額の一〇%の国庫補助を行つておりますが、掛け金

算する条件の緩和であります。

被共済者でなくなった者が再び被共済者となつた場合に前後の退職金共済契約に係る掛け金納付月

数を通算するためには、一定の条件を満たすこと

が必要であります。この条件について現行制度で

は被共済者でなくなつてから一年以内に再び被共済者となつた場合でなければならぬことになつておりますが、この期間を一年延長し、一年以内に再び被共済者となつた場合には、掛け金納付月数

の通算を行うこととしております。また、この場合現行制度では、被共済者の自己都合による退職の場合は、掛け金納付月数の通算を行つていいの

であります。本改正案においては自己都合によ

る退職の場合であつてもやむを得ない事情に基づくものについては通算を行つていいの

であります。また、今回の制度改正を契機としてこの法律案の施行の日から昭和五十一年十二月一日までの間

に掛け金月額の増額を行つた場合については、掛け金月額の増額後二年未満の間に被共済者が退職したときであつても、特別に、増額分については掛け金相当額の給付を行ふこととしております。

第二に、建設業及び清酒製造業に期間を定めて雇用される労働者を対象とした特定業種退職金共済制度に関する改正について御説明申し上げます。

その一は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は三月十九日)

一、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は三月二十日)

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は三月十九日)

二、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案(衆)

三月二十一日午後零時四十三分散会

し得ることとしております。

その他、この法律案におきましては、その附則において、これらの改正が円滑に実施されるよう所要の経過措置を規定しております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(村田秀三君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。法案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

## 第二号中正誤

八 三 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正

## 第三号中正誤

八 三 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正
八 四 一 九 一 九 二 三 一 九	ジ 三 一 二 一 三 二 一 一 九	段 末 元 もつ 一 急 もう 近 づける	行 青少 押える お恐ら く 休業 恐ら く もう一つ 誤 「看護学総編」 外側 急速 もう一つ 誤 「看護学総論」 外側 急速 もう一つ 誤	誤 正 「看護学総論」 正